

第4回（仮称）磐田市協働のまちづくり基本条例策定検討委員会 議事録

日時	令和3年6月3日（木）午後1時30分～午後2時50分
場所	磐田市役所本庁舎4階 大会議室
出席状況	<p>委員</p> <p>日詰 一幸（静岡大学 学長）</p> <p>村上 勇夫（磐田市自治会連合会 会長）</p> <p>寺田 辰蔵（磐田市自治会連合会 副会長）</p> <p>藤田 允（竜洋住みよいまちづくり協議会 会長）</p> <p>青野 博美（豊岡中央地域づくり協議会 会長）</p> <p>三輪 邦子（NPO 法人磐田まちづくりネットワーク代表理事）</p> <p>村田 建三（NPO 法人いきいき・いわた理事長）</p> <p>三上 和代（地区社協連絡協議会 会長）</p> <p>阿部 俊典（公募委員）</p> <p>飯田 佳一（公募委員）</p> <p>吉添 繁雄（磐田市南交流センター センター長）</p> <p>松下 享（磐田市自治市民部長）</p> <p>事務局</p> <p>地域づくり応援課：磯部課長、伊藤課長補佐、川合副主任保健師</p> <p>地域デザイン推進室：宮本室長、太田参事、山田主査、杉田主任</p>
傍聴者	0人
議事内容	<p>1 これまでの経過及び今後の進め方について</p> <p>2 条例素案について</p> <p>3 その他（情報交換等）</p>
録音の有無	有
発言者の記録	要点記録
会議記録	<p>1 開会</p> <p>お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。定刻になりましたので第4回（仮称）磐田市協働のまちづくり基本条例策定検討委員会を開催いたします。本日の進行を務めます、地域づくり応援課地域デザイン推進室の宮本です。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは次第に沿って進めていきます。</p>

2 委嘱状交付

[事務局進行]

始めに、1名の委員が昨年度と交代されていますので、委嘱状交付をいたします。昨年度まで委員を務められた杉浦委員が自治会連合会副会長を4月に退任されましたので、その後任として副会長に就任されました寺田辰蔵さんを本委員会委員に委嘱いたしました。委嘱状は寺田委員の机上への配布をもちまして、交付に代えさせていただきます。

3 市長あいさつ

皆さんこんにちは。4月24日に市長に就任いたしました草地です。昨年度から委員長はじめ皆さんからご協力をいただいていることは、議員時代から承知しており、その推移を見守ってきています。

委員長におかれましては、学長就任おめでとうございます。安心してお任せすることができます。また、寺田委員は市議や観光協会の事務局長を務められ、市民活動の目線も同じだった方が委員を受けてくれたことは心強いです。条例の策定は、市民の機運が高まる中で進めてください。

最近の話題はコロナであり、若干落ち着いた感もありますが、新規感染者は5月20日がピークで35人と右肩上がりでしたが、昨日は10人代と少し落ち着きを取り戻しており、これも活動を自粛し、感染予防に努めた結果であり、皆さんのおかげであると伝えてください。

ワクチン接種は、65歳以上が始まりました。全国一斉に開始され7月末までに完了するためには65歳以上の5万人が、7月の1週目までに1回目の接種を終えなければなりません。接種も徐々に進んでいます。秋には方法は変わるかもしれませんが、お祭りや行事も少しでも盛り上がってくればとも思います。

引き続き、条例の策定にご理解とご協力をお願いしますが、10年前の現条例策定時には、私も市民活動団体の代表として委員の席に座っていました。条例に対して思いがあります。市民自治や市民活動は大切であり、自助、共助の空気づくりを願うとともに、学びの場や情報共有の場を生かし、さらに笑顔あふれる磐田市となるよう願います。

4 委員長あいさつ

(委員長)

皆さんこんにちは。ただいまご紹介いただきました日詰です。今、草地市長から非常に心強いご挨拶をいただき本当に感謝をしております。

条例の制定というものは、皆さんもそれぞれに長い活動をしておられると思いますが、直接市の条例制定に携わるということは、余りないご経験ではないかと思います。そのようなことから言いますと、非常に貴重な機会を皆さんと一緒に過ごさせていただいているということで、私も大変嬉しく思っております。私も磐田市だけではなく、他のところでも市民の皆さんと一緒に条例づ

くりをしてきたことがあります。やはり1番大事なのは、委員の皆さんがその条例を制定するということに対しての喜びというか、楽しみというか、そういうものを感じていただくことだと思います。敷居の高いものだとお感じになるかもしれませんが、ひいては自分たちに返ってくるものでもありますので、ぜひ皆さんの思いが込められたものになるようにと心から願っております。

今日、少し早めに参りまして、草地市長と懇談をさせていただいたのですが、昨年度までの検討の中で、一定程度はほぼ成案になるぐらいのところまで条文が詰められましたけれども、決してそれほど急ぐ必要はありませんよという言葉もいただきました。大事なことは、要するに形を作るだけではなく、そこに魂が入らないといけないということだと思います。ですから皆さんの思いが詰まったもの、そしてさらにそれを受けた形で、地域の方々と一緒に実効性のある仕組みをつくり上げていくことが、これからとても大事になっていくのではないかと考えております。そういうことと言えば、まだ時間をかけてもいいですよという、言葉をいただいておりますので、じっくりと取り組んでいきたいと思っております。また市長からご提案があったのは、通常行政の皆さんが地域に出向いてご説明になるわけですけれども、そこに委員の皆さんも一緒に行ってください、市民の方々と一緒に語り合ってみる。そして市民の皆さんがどんなことをお考えになっていらっしゃるのか聞きとってみるということも非常にいいことではないかと考えております。お時間をいただいておりますので、そういう新しい取り組みもこの委員会の中で出来たらいいと考えております。いずれにしても、新たに今年度、これからスタートいたしますので、何とぞよろしく願いいたします。

5 議事

(1) これまでの経過及び今後の進め方について

(事務局)

初めに、資料のうち「地域デザイン推進室の業務」をご覧ください。4月から地域づくり応援課の中に課内室として立ち上がった部署で、スタッフは私を含めて4名の室になり、業務内容は記載のとおりです。第1回目の委員会時に「地域活動の拠点 交流センターを中心とした地域づくりについて」を説明したように、これまで地域づくり応援課でも様々な団体や市の複数の課を繋ぎ、まとめてきたところで、まだまだ道半ばのところではありますが、今後も団体や人材を繋いで共有していく、「地域デザイン」とはそのようなイメージをしていただければと思います。

続いて、「これまでの経過と今後の進め方」について、小規模多機能自治推進事業計画をご覧ください。昨年度の実績と本年度の予定を記載しており、資料の1番左側が「(仮称)協働のまちづくり基本条例制定」の欄です。昨年度は、皆さんご承知のとおり策定検討委員会を3回開催し、このあと説明いたします条例素案をまとめていただいたところです。また昨年11月には、市民活動セ

ンター主催で日詰委員長にご講演いただき、多くの地域づくり協議会の役員等が聴講されました。翌12月にはI I H O Eの川北先生を招き、協議会役員や社会教育委員、市議会議員などを対象に講演会を実施し、委員の皆さんも聴講されていまして、記憶に新しいところかと思えます。

今後の本会の進め方ですが、先ほど市長や委員長の挨拶の中でもゆっくり時間をかけてとありましたので、これまでは令和4年4月の制定を目指して検討しておりましたが、令和3年度はこれから説明いたします取組みを通して、市民の理解を深め、委員の皆さんにもご参加いただき、今回まとめた条例素案を検証する1年にしていきたいと考えています。また制定時期については、検証を踏まえた上で、各委員のご意見をお聞きしながら検討していきたいと思えます。ついでには、検討委員会要綱の有効期限が令和4年3月31日となっているため、今後要綱の改正を行いながら、令和4年度以降も検討委員会を継続していく予定ですので、ご協力よろしくお願いたします。

次の事業計画ですが、本年度の検討委員会は、本日と2月の2回を予定しております。講演会などはその都度各委員にご案内いたしますので、ご参加いただく中で条例素案の検証をし、年度末の検討委員会でご意見をお伺いしたいと考えております。

次の個別事業の取組みの説明に入る前に、「小規模多機能自治」という言葉ですが、なかなか聞き慣れないかもしれません。先ほどの室業務の資料の裏面に「小規模多機能自治」について記載してありますので、そちらもご確認ください。今磐田市が進めている地域づくり協議会の組織体制をイメージしていただければ結構ですが、全国のネットワーク会議のことも記載しています。本市は平成28年度に入会し、事務局である島根県雲南市から今年度、令和3年度から4年度の東海ブロック幹事への就任依頼がありました。市長にも確認し、引き受けることで検討しているところです。このブロック会議は、年2回程度行っており、コロナ禍でなかなか集まるのが困難ですが、今後のワクチン接種を見据え、可能なら東海4県の「小規模多機能自治」に取り組んでいる市町との情報交換を考えており、その際には皆さんにもご案内いたしますので、ぜひご参加いただければと思えます。

それから「川北先生の講演」については、昨年度反響が大きかったので、本年度は3回程度講演いただく予定でいます。このうち、7月から8月の間で調整しておりますが、商工会議所の青年部会や青年会議所などにも打診をしながら、若い世代向けの講演会を企画しております。また、具体の時期は未定ですが、昨年度の講演会を聴講された議員から、議会対象の研修会実施に向けた相談もあり、議員や市職員を対象とした講演会を8月から10月位の間で開催を計画しております。

加えて12月19日には、自治会長を対象に川北先生の講演会を行う予定です。今後、自治会連合会の会議でもお知らせいたしますが、年度末には、川北先生が提唱されている自慢大会も開催できればと考えています。

いずれの事業も、川北先生には内諾をいただき、協力が得られていますのでご承知おき願います。併せて講演会とは別に、川北先生のオンライン勉強会にも参加し、小規模多機能自治推進ネットワーク会議の主催で昨日から始まっておりますが、必要に応じて各委員にも声かけをしていきたいと考えています。聴講が可能でしたらぜひご参加ください。今回の勉強会は期間限定で動画配信がありますので、そのURLがわかりましたら委員にお知らせいたします。実は本日も15時と18時から勉強会があり、地域づくり応援課の職員は参加予定でありますので、お時間が許せば一緒にご覧いただいても構いません。

次に「里山くらしLABO」についてですが、初めて名前を聞く方もいるかと思いますので簡単に説明いたします。川北先生の講演の中で、住民アンケートにより地域課題を把握するというフレーズがよく出てきますが、そのアンケート実施の支援をする市民活動団体が実は静岡に居て、それがこの「里山くらしLABO」という団体です。平成30年度に自治会連合会西部支部の研修会で講演をしてもらった経緯があります。その講演を聴き、本市内の地域づくり協議会から手が挙がることを期待したのですが、それは叶わず、袋井市内の浅羽北地区と笠原地区から手が挙がり実施されました。また、静岡市でも同様な取り組みをしており、同市では冊子が作られていますので、会議終了後にお見せできます。

「里山くらしLABO」は、地域課題を発見していく支援をしており、本年9月に講演会を依頼し承諾を得ています。市長も面会を希望しており、里山くらしLABOの代表者が明日面会する予定です。講演会を聴いて、来年度は2つから3つの協議会で住民アンケートが実施できればと考えています。

次に「地域活動情報交換会」についてですが、これは昨年度の自治会連合会の組織検討委員会において、他の協議会の取り組みを知りたいとの意見があったためこの会を開くこととしました。本年度は8月、10月、12月、2月の4回を予定し、記載のテーマごと各協議会の情報交換を行う予定です。特徴的な取り組みがあればそれをピックアップして、年度末の自慢大会の事例として取り上げていきたいと考えています。また、この会ではファシリテーターの活用を考えています。今後住民アンケートを実施していくと、報告やアンケート結果から見えた課題に関して住民との意見交換が必要となりますので、その際の進行役として、ファシリテーターの需要は必須になると考えており、その育成も視野に入れた取り組みも現在検討中です。ある程度まとまった段階で皆さんにお示しします。まずはファシリテーターがどのようなものかを、この情報交換会での活用を通じて、参加いただく地域の方に知ってもらうことから本年度は始めたいと考えています。以上のような取り組みを行う際には、各委員には必ず通知いたしますので、都合のつく範囲でご参加いただき、条例素案の検証をする1年だと思っていただいても結構です。

最後になりますが、地域デザイン推進室の業務に関する資料にQRコードを3つ掲載しておきました。「小規模多機能自治推進ネットワーク会議」や「里山

くらしLABO」のことをもっと知りたい方は、フェイスブックから見てください。また、本年の4月から各交流センター・地域づくり協議会だよりを市のホームページに全て掲載するようにいたしました。各地域の活動は見ていただければある程度は分かると思いますので、検証の参考にしてください。

これまでの経過及び今後の進め方については以上となります。

(委員長)

ただいま、事務局からご説明いただきましたが、この内容につきまして何か皆さんからご質問、ご意見ありましたらお出しください。

(委員)

しばらくの間に、ここまでいろいろなものが集められていたことが本当にすごいと感動いたしました。事前に解説書案をいただいた時も、よくまとめてくださったと感じていましたけど、今のお話を聞いてすごく計画的に進められていくところに、地域デザイン推進室を作った意味を感じた次第ですので、私たちもそれぞれの立場のところで見守りながら、参加しながら、この条例案の検討が進められていけばいいと、とてもいい方向に動き始めたことに感謝いたします。

(委員)

この地域活動の情報交換会等のスケジュール、川北先生の講演会についての聴講とか、参加できる対象に関してなんですが、自治会組織になると聴講するにしてもやはりメインが60代以上の方が多いのではないかといった気がするのですが、今後、少子高齢化のピークを迎える10年、15年後といったところを鑑み、この案内を出していただける対象範囲に市のPTA連合会を加えてもらえないかと思った次第ですが、その辺の対象範囲の拡大についてはどうでしょうか。

(事務局)

実はこの辺は市長からも直々に言われていまして、昨年12月19日の講演会を市長も聴講しており、委員と同じように若い世代が少ないと言っています。7月から8月の間に、市内の青年会議所や商工会議所の青年部会を対象として、若者向けのオンライン講演会を考えておりますので、この中で、PTAの方々にも声かけしてもいいかと思ったり、議員や市職員対象の講演会や自治会長の講演会も、もしオンライン配信が可能であれば、都度そのような団体にも声かけしていく形で検討したいと思っております。会場に集めるとなると、コロナ禍でキャパシティの問題もありますし、若い世代となると何かと忙しいということもあり、オンラインで調整はしていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。それではご意見がないようですので、次に移らせていただきます。

次は2番目の条例素案でございます。まずは事務局からご説明をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(2) 条例素案について

(事務局)

それではご説明いたします、地域デザイン推進室の太田でございます。よろしくお願いいたします。

今委員長からお話がありましたが、既に条例の素案を解説書案としてまとめたものを事前に配付させていただきました。この資料は昨年12月、第3回検討委員会を開催し、委員の皆様からご意見、ご提案、ご質問等々いただき、これらを踏まえ、事務局で修正または新規に追加したものを取りまとめたものです。前回までは一括解説の形でしたが、今回は各条文、各号に解説を加え、随所に具体的な事例や図面なども盛り込み、十分ではないかもしれませんが、できるだけ皆さんがわかりやすいような形でまとめさせていただきました。

ここからは主な修正箇所、新規追加分について説明し、皆さんには再確認いただければと思っております。まず、資料5ページの前文中「地域活動に携わる人」という文言ですが、前回資料では「役員」となっており、委員から、高齢化、担い手不足等の課題自体、役員に限ったことではないのではないかというご指摘をいただきましたので、このような表現にしました。

次に8ページの第2条、定義の条文中、前回資料では、(1)まちづくり、(2)市民自治と二つに分けておりましたが、今回は「市民自治によるまちづくり」と一つにまとめて整理いたしました。また(4)の自治会(5)の地域づくり協議会の条文中、各説明の一部を解説の中に入れ、条文を整理いたしました。このうち前回資料の地域づくり協議会の条文中、委員から、持続可能となる体制づくりという文言やその必要性についてのご意見をいただき、これを踏まえ、「将来にわたること」と「今後も安定的に」という意味を含め、同じ表現ですが解説の中に加えました。

次に14ページの第6条、自治会の役割では、条文は前回と同様ですが、委員から、「互助」という部分を盛り込む必要があるのでは、とのご提案もいただきましたので、解説書の中の2に、互助による組織であることを盛り込みました。また、次の15ページでは、自治会と市、自治会と地域づくり協議会の関係について、新たに図で表示いたしました。

次に16ページの第7条、地域づくり協議会の役割では、条文は前回同様ですが、委員から、地域や地域づくり協議会の意味合いをできるだけ丁寧な解説をお願いしたいというご提案をいただきました。これを踏まえ、17ページの解説の中で具体例を交えながら、地域づくり協議会の組織図の例を示し、説明を加

えました。

次の18ページでは、地域づくり協議会の組織と流れを3段階で新たに示し、併せて日詰委員長からコラムを寄せていただく予定をしております。

次に19ページの第8条、市民活動団体の役割では、条文は前回と同様ですが、委員から、市民活動団体、自治会、地域づくり協議会との係りの点で、もう少し説明を詳しくというご提案をいただきました。これを踏まえ、解説の中で条文ごとに具体例も含めて説明を加えました。

次に25ページの第11条、人材の確保と育成では、条文は前回と同様ですが、委員から、市の人材育成の表記に関するご意見をいただき、これを踏まえ、解説に第10条の市の施策において規定していることを追加しました。また別の委員から、子供や若者、女性だけでなく、退職者や現役世代など幅広い層の皆さんの参画を推進していく必要があることをご提案いただき、これを踏まえ、

(4) 番の解説の中にそのことも盛り込みました。続く26ページには、ボランティア人材バンク、中学生地域リーダー養成講座、交流センター講座の紹介も掲載しました。

最後に27ページの第12条、委員会の設置についてです。条文は前回と同様ですが、委員から、委員会の開催について、必要なときに開くものか、また何回開くのか、具体的な進め方についてのご質問がございました。事務局としては現在のところ、必要に応じての開催というものを視野に入れております。毎年や定期的というよりも、例えば条例内容と地域等におけるまちづくりの実際の取組みに少し隔たりが出た時、違いが生じた時などに条文改正の必要性も含め、条例案を検討審議する場合の設置を想定しております。

以上で条文素案、解説書案の概要についてご説明いたしましたが、前回条例の名称についても、ご検討いただきいただきました。やはりこの条例の名称は、その条例自体のイメージを形づくるものですし、また決定方法については、市民公募というようご提案もあり、名称も条例の内容と同様に引き続き検討していきますので、皆様のご意見、ご提案等お願いいたします。

以上、よろしくお願いたします。

(委員長)

ありがとうございました。お手元にございます解説書案に基づき事務局からご説明いただきましたが、ただいまのご説明にいて、何か皆さんからご質問、ご意見はございますか。どのようなところからでも結構でございます。いかがですか。

(委員)

前回までの検討委員会の雰囲気等と、今回の雰囲気が結構変わったという認識を持ちます。市長が代わられたことも、もしかしたら大きいかと思っておりますが、今までの委員会は、割と駆け足なイメージがありました。素案は出来

ていますし、もうこのまま出来てしまうのではという雰囲気でしたが、市長や日詰先生からは時間をかけてじっくりという言葉が出てきました。この素案の取り扱いについては、ほぼ形としては出来上がっていますが、先ほどこの先のスケジュールの説明がありました。例えばオンライン講座やアンケートを実施していくと、私たち委員が見える景色というのも大分変わってくるのではないかと思います。その違う景色が見えている状況の中で、改めて見るとまた違う見え方になってくるのではないかと思います。素案なのでベースにはなるかと思いますが、やはり私たち委員としてもそういう認識を持った方がいいのかどうかというところを一応確認したいことと、川北先生、里山くらしLABOなど、小規模多機能自治に関わり日本全国の先進的な事例を見られている方、実際携わって伴走されている方が、磐田に伴走いただけるのかという認識もありまして、もし可能であればこの素案を川北先生や里山くらしLABOに見ていただき、アドバイスなり、意見を委員として聞いてみたいと思った次第です。その辺りについてご意見を伺いたいと思います。

(委員長)

確かに委員ご指摘のように、次回の本委員会が2月に予定されておりまして、その間に川北さんの講演、オンライン勉強会、それから里山くらしLABOの住民アンケートに関する講演会と、実際に地域の選定を行うこと、さらには地域活動情報交換会、あるいはファシリテーターの育成と、この6月以降はいろいろな活動がアクティブに行われるようになっておりますので、それを皆さんがご経験になった後にもう一度見直してみると、やはりここを少し直したほうがいいのか、やはりここはもう少しつけ加えたほうがいいのか起こってくる可能性がありますので、ひとまずここは仮案として、もう一度振り返り、見直してみるということは、とてもいいことだと思っています。

委員からそういうご提案がありましたけれども、事務局からすぐ回答をいただく前に、皆さんが今のご指摘についてどんなふうにお感じになられたのか、少しご意見をお伺いできればと思いますがいかがでしょうか。

(委員)

実はこの解説書案を手元にいただいたときに、私たちだけの段階で次の段階に進むのかということが今日お聞きしたいところでした。やはりここまでまとめられていると、これはテキストみたいな形になり、私たちもいろいろな団体との繋がりががあるので、団体の中にこういうものを今作っている最中だけどうでしょうかとご意見を聞くというか、協議ができる一つのツールとしても使えるのではないかと。そういうことは可能かどうか、表に出ることについて可能かどうか、見通しを検討いただければいいのではないかと。こちらの委員もそれぞれの団体を背負って出てきていると思うので、その組織の中でも意見をもらっていただくこともいいのではないかなと思って今日来たところです。

(委員長)

ありがとうございます。委員のご指摘は、この案を委員の方々が持ち帰られて、地域の方々とこの内容についていろいろと意見交換したり、ディスカッションしたりするテキストないし素材に使えるかどうかということですが、その辺りはどうでしょうか。

(事務局)

まさしくそれが狙いです。当然これから川北先生や里山くらしLABOの講演会を行う中で、今こういう条例策定の検討をしていますということは周知して、皆さんにも知ってもらいながら、基本的にこの素案をオープンにした形でご意見をいただきたいと考えておりますので、ご協力いただければありがたいと思います。

(委員長)

他にいかがでしょうか。何かコメントがありましたらお出しいただければと思いますけれども。

(委員)

解説書案の27ページ、基本委員会の設置のところですが、これはどういうイメージで委員会を進めるのかということをお聞きして、できれば今年中に実施するとか、委員会のあり方についてももう少し検討してもいいのではと思っております。と言いますのは、市長から若者の意見を聞いたり、アイデアを聞いたりということをおっしゃっていましたので、委員会は非常に重要なポジションになるのではないかと思います。そういう意味で、この委員会はどのような立場、どのような人たちを集めて設置するのか、お聞きしたいと思います。

(事務局)

この12条の委員会については、一例として、実際の現場と条例の内容が乖離しているような時に立ち上げるというのが今の考えです。当然その時には、メンバーはどうするのかという話にもなるかと思いますが、若い世代も含めたり、性別も配慮したりする中で、やっていくべきということは考えておりますのでそのような方向で検討しています。これも固まったわけではありませんが、その辺りも含めてご意見いただくと非常にありがたいと考えております。

(委員)

一つの提案、アイデアですが、こういう委員の中に、若い人たちの思い切って1人か2人入れることも、また違った考えが出てくるのではないかと思います。策定した後も必要ですが、策定前にもう一度考えてもいいのではないかと感じました。

(事務局)

それは市長からも言われており、今後若い世代のまちづくりに対する意見を聞いていくべきであると思います。実は今週月曜日にファシリテーターの関係で焼津市と牧之原市に視察に行きました。ご存知の方もいるかもしれませんが、焼津の商店街にて、民間で「みんなの図書館」を運営している土肥さんに会いに行きました。その方は26歳ですが、本当に若者のまちづくりに一生懸命取り組んでいる方で、磐田市がこれまで取り組んできた「ヤング草莽塾」がどう関われるかということ、秘書政策課も一緒に相談をしております。若い世代の意見は、本当にこれからのまちづくりには大事だと思い、それも意識した中で進めていきたいと考えております。

(委員長)

ありがとうございます。先ほど委員からの問題提起の中で、例えば川北さんとか里山くらしLABOのご意見を聞いてみるのは、言わばどちらかというところ、専門家の方々のご意見の聴取ということになると思うのですが、それとは違うレベルで若い人たちに集まっていただき、この内容について聞いたり意見交換したりする。さらには他のいろいろな団体の方々、あるいは企業の方々などとも意見交換してみるという取組みができる時間的な余裕があると思います。ですから、もし皆さんがご了解いただけるのであれば、そういう形でいろいろな方々にご意見をいただいてみて、それを持ち帰り、さらには皆さんも川北さんとか里山くらしLABOの講演等に参加され、そして新しい知見を得られてまた振り返って見直してみるとか、せっかくいただいたお時間でありますので、その時間をそういう形で使ってみるということは、とてもいいことではないかと思っています。

(事務局)

7月又は8月のオンライン講演会は、青年会議所が中心になるのか、商工会議所の青年部会が中心なのかまだ調整中ですが、若い世代が聴講した後の意見は非常に楽しみにしております。アンケートを実施して、そういう意見も皆さんにフィードバックしながら、この条例素案をどのようにしたらいいか検討していきたいと思います。

(委員)

市内の若者に向けたオンライン講演会の中で、JC等を考えられているということで、先ほども名前が挙がっていた焼津の土肥さんですが、以前に仲間と招いて話を聞いたことがありました。その時に土肥さんのアシスタントとして来られたのが、磐田市内に住む大学生でした。静岡の大学に通っている学生ですが、大学生でも地域活動に興味がある方は必ずいると思います。そのオンラインの若者向けという時に、学生がまちづくりに向けて意見を活発に出してい

こうというような活動をされていますので、20代や大学生等も視野に入れてみたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

市長と日詰委員長が懇談された中でも、磐田市内にある産業大学や専門職大学を活用したまちづくりが出来ればというお話もされていまして、大学も活用しながらSNS等を使っての呼びかけもしていきたいと思います。また皆さんにネットワークがあり、こういう団体にも情報を流してほしいということがあれば対応しますので、ぜひ教えていただきたいと思います。

(委員長)

ありがとうございました。基本的にはこの条例を使いこなしていただくということで、要するに良いまちづくりをしていくためのいわゆる手段として条例があると思いますので、目標、目的というものは、まさに磐田が住みやすく、いろいろな人々が幸せになるまちだと思いますが、やはり呼びかけとか、考えていただくきっかけとか、それはまさにこの中にあるかなという感じがいたします。ぜひそういう時に、皆さんも関わっていただいて、若い方々と交流したりしていただければと思います。私もこの3月までは学生たちと一緒にいろいろなことをやっていたわけですが、今はこのような行政職になり、なかなか難しいですが、学生たちは私たちが考えている以上のことやいろいろな発想をしてくれたりします。そういう意味では豊かな内容になっていく可能性が私は高いと思っておりますので、ぜひそのような取組みを、事務局にお願いすることになると思いますが、きっかけづくりを試みていただきたいと思います。

委員のご提案をそのまま私どもでお受けして、それを進めていただくということでよろしいでしょうか。そのようにお願いいたします。他にいかがでしょうか。

(委員)

スケジュールのことで確認ですが、川北先生の講演を皆さんがお聞きになって様々な意見が出てくるとと思いますが、それを集約して、令和4年2月の検討委員会でまとめるというスケジュール感でよろしいですか。それとも里山くらしLABOの全住民アンケートの結果を見て、またさらに検討していくのか、どのようなイメージでおられるかお聞きしたい。

(事務局)

基本的に今年度は2回ということで予定はしておりますが、今後講演会等を進めていく中でいろいろな意見が出てくるとと思います。そのときの状況によって、もしかしたら年度途中でもう1回開いた方がいいということになれば開催

したいと思っていますし、先ほど市長からも話がありましたように、時間をかけて検討していくため、令和4年2月頃に検討委員会を開き、そこでいろいろなご意見をいただけたら令和4年度にはもう少し検討を重ねてという形もできるのではないかと思います。有効に時間を活用した中で、状況に応じて皆さんとご相談しながら進めていく考えでおります。

(委員長)

検討委員会の設置にあたり要綱がありますが、要綱にこの委員会の初めと終わりの時期が定められているわけです。それを変えるというお話があり、いつまでに変えるのか、条例ができるまでとってはいますが、市長と話したときに1年ですぐに策定というようなことでなく、一定程度の時間はかけられると思います。ですから委員ご指摘のように、例えば2月に全部をまとめなくてはいけないという縛りはないと理解してほしいわけです。本当に良いものを作っていくということで、時間をかけていいということでご理解いただいているのではないかと思います。他にいかがでしょうか。

(委員)

この解説書案の中身の話をしてもいいでしょうか。図を入れていただき、すごくわかりやすくなったなと思います。ですから地域でもどこでも活用出来ないかという話を先ほどさせていただいたのですが、一つお聞きしたいのは、17ページの地域づくり協議会のところで、自治会や地域づくり協議会に関わったことがない方は、ほとんどわからない世界の話ではないでしょうか。これから若い人たちを大事にしていこうという中で、「福祉・子ども部」が一括りになっているところが私には少し気になっていて、むしろ福祉は福祉で、子どもと青年の健全育成みたいな部分は別で、全住民アンケートでも浅羽北の場合は中学生以上にアンケートをとっていました。そういうところで若い人たちのまちづくりに対する関心を寄せていく意味が、これから地域づくり協議会の中では大きな課題になってくるのではないかという予想からこの話をしています。ですから「福祉・子ども部」は、分けた方がより目的というか、協議会の位置づけがはっきりするのではと思います。今はこの状態かもしれないけれども、目指すところはその方がいいのではと。地区社協がそのまま福祉部会に入っているところは、このようになっているようですが、そうではないところもあるかと思いますが、検討していただけるとありがたいです。

(事務局)

あくまでも組織図はモデル図であり、分けることは全く問題ないと思いますので、また修正をしておきます。

(委員)

自治会と地域づくり協議会の話が出ましたので、そのことも含めての話ですが、6条に自治会の役割、7条に地域づくり協議会の役割ということになっております。現在自治会連合会の中で組織の見直しを進めており、地域づくり協議会の5年間でわかっているとは思いますが、この条例案でいくと、自治会連合会と地域づくり協議会の二本立ての組織になっている。これは地域づくりを進めていく中で非常にわかりにくくなっており、これはまずいのではないかと気がします。連合会でもそれについて検討しましょうと今話が進んでいますので、これについては再検討を要するというので、まずご記憶しておいていただきたいということと、それからまちづくりということで進めているので、議会の役割というのが当然入ってくる。議会というのは議会できちんとした役割を持っていますので、まちづくりへの関わり方をこの基本条例の中に埋め込んでいくということは非常に重要なことだと思います。議会には議会基本条例がありますが、これはあくまでも議会として、あるいは議員としての立場からくる理念条例です。この条例は磐田市全体でどのように地域づくりを進めていくか、まちづくりを進めていくかということですので、これについては行政と市民という関係ではなく、行政と市民と議会という関係の中で、お互いの役割と責任を果たしていくという格好を作っていかないと、真の意味のまちづくり基本条例にはなっていないと思います。

それから、協働という言葉が妥当かどうかということのをいろいろ考えてみたのですが、協働の領域がどういう所からどういう所まで考えていけばいいのか。協働というのは、まちづくりや地域づくりにおける手段だろうとは考えます。この条例の中には、市民自治という言葉が随所に見られます。そういう意味では、理念条例として考えていくのなら、「磐田市市民自治基本条例」という、ずばりそのままの名称でいいのではないかと感じるころであります。行政ができること、市民がやれること、それから一緒になってやれること、これしかありませんので、この中でどのようにお互いに役割分担をしていくかということだと思いますので、そのことも含めて、これから検討が必要ではないかと考えます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

(委員長)

委員ご指摘の中で、自治会連合会、それから地域づくり協議会が複線化しているという話ですが、この辺りをどう位置づけていくのかということは、これまでの磐田市の経緯もありますので、それを踏まえた形で設計していく必要があるのではないかと思いますけれども、そのあたりお願ひいたします。

(事務局)

1点だけ、承知していただきたいのは、本条例の自治会の役割は自治会連合会のことではなく、あくまでも単位自治会の役割を規定しているということ

ご理解いただけるとありがたいです。この解説書案には一切自治会連合会という言葉は出てきません。あくまでも、単位自治会の役割というものを記載しており、自治会連合会の役割はまた別になってきますので、そこは自治会連合会という組織の中でどうしていくかを検討していかなければならないこととご理解いただけるとありがたく思います。それから、議会基本条例は我々も承知しています。それがあの上でこの（仮称）協働のまちづくり基本条例の中に議会の役割も入れるべきなのかというところは、庁内検討委員会の中でも話が出ましたが、今の段階ではそこまで含めることは考えていません。今後、議会の研修会も川北先生を招く予定をしていますので、その中で議員の反応やご意見を聞きながらということも考えていいと思っています。また、「市民自治基本条例」という名称のお話もありましたけれども、我々は分かるのですが「市民自治基本条例」と市民が聞き、すんなり受け入れられるかどうかはわかりません。タイトルだけでどれだけイメージができるかが非常に重要になってくると思いますので、名称については、ぱっと見たときにわかりやすい名称にしていきたいという思いはあります。そのあたりも今後時間をかけて皆さんのご意見をいただきながら検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

（委員）

ご回答いただきましたけども、議会基本条例については、あくまでも議員を縛るもの、議会を縛るものなので、議会基本条例がまちづくりに寄与するというものではないということは承知していると思いますが、そのところがポイントであるということだけのご理解いただきたいと思います。その中で、例えば選挙において、議会、議員は住民の負託を受けていろいろな議案、予算決算のチェックをして、あるいは政策提言をしていくという立場があるということを考えれば、当然このまちづくりに関わっていかなければならない。議会と市民と行政との関係を三角の関係にするなり、あるいは事業所というものを入れることによって、四角の関係みたいなものを作っていくと本当の意味のまちづくりにはならない。地域の皆さんで働いていらっしゃる方は、普段は事業所の役割には非常に大きなものがある。その中には若者もいますし、子育て中のお父さんやお母さんもいるわけで、そういうことも考えながらやっていくかないといけない。それから、協働のまちづくりというのが私には曖昧に聞こえてきますが、あくまでも基本的には地域コミュニティを再生して、住み良いまちにしていきたいと思いますというのが大きな目的であるはずなので、そういう意味では難しい言葉。それが馴染んでいくように我々が努力していくということは非常に大切なことだと思います。協働というと何となく一緒にやればいぐらいの感覚しか持たなくなってしまうのが非常に怖い。改めて申し上げておきたいと思います。また事務局にもお話をしたいと思っています。

(委員長)

相当中身に入ったご議論かと思えますけれども、今日はそこまでは入り込めないと思えますので、申し訳ありません。よろしく願いいたします。

(委員)

私も地域づくり協議会の会長をしているものですから、一言お話ししたいと思えます。磐田市内の地域づくり協議会には、進んでいるとか遅れているとかそういう意味ではなくて、非常に温度差があるものですから、これを埋めていけないと全体で行動が出来ないのではということで、作業に取りかかっております。これが簡単かと言うと非常に難しく、地域づくり協議会の中にいろいろな団体を入れて協働して、縦割りから横割りの組織にしていくことが一番いいのではないかと思ひ行動をしています。理解してもらうことが非常に難しいものですから、これを丁寧に伝えて、変えるような活動をしなければならないと考えております。

(事務局)

この条例が地域づくり協議会の条例かといえ、決してそうは思わなく、当然地域づくりに関わる団体のことでもありますが、一方で、いわゆる市民活動団体もいらっしゃいますので、その方々の目的がたまたま地域と関連するものであれば地域活動になるかもしれないし、もっと企業的な事業所的な考え方の取り組みをする市民活動団体やNPO法人のこともありますので、必ずしも地域づくり協議会だけのための条例ではない。もちろん地縁組織もそうです。最初の小規模多機能自治の解説にもありましたように、市内で活動するあらゆる団体も包括する条例だと思ひますので、その視点だけはお持ちいただいた中で、この条例をどうしたらいいかと考えていただきたいと思ひます。

(委員)

先ほど委員から、「福祉と子ども」は分けた方がというご提案がありまして、私もそう思ひます。この11条の人材育成の解説を拝見していると、現実的にいろいろな不登校とかひきこもりとか、あるいは発達障害という子供を育てているお母さん等と話をする機会があるのですが、このまちづくりもそうですけど、0歳から子供の人権は確かにあると。ただその意見を発言する、またそういう能力はないけど、生存する権利っていうのは当然あるわけであり、その頃からきっちりした育て方といひましょ、しつけ方といひ、それはとても大事だということを実感しています。それを具体的にやっていらっしやる方々といひのはお母さん方で、この若いお母さん方が大変な苦勞をしながら、子育てをして、孤立無縁の方もいらっしやるでしょうし、暖かな家族の中でやっていらっしやるということからすると、その段階での子育てをしていくための気持ちの応援といひましょ、地域からの応援が必要かなと。そのバツ

クアッパをするということも、この中にうまく入ったらいい、この 11 条の解説の中にそういう文言が入ると嬉しく思います。

(委員長)

11 条の人材育成のところですか。この考え方について、今ご意見をいただきました。中身について協議を始めると、相当時間が必要になるかと思しますので、そのことについてはまた次回以降に、場合によっては先ほど皆さんからもございましたけれども、2 月ではなく途中にもう 1 回やってもいいというご意見が出てくれば、また設定していただくということにしたいなと思っておりますけれども、ひとまず今日は全体のところで、他にご意見いただけるようであれば。

(委員)

組織の話は先ほど出ましたので、またそちらの方で検討をお願いしたいと思えます。あともう一つ、全体を見ていて、課題解決とか、何々が出来ていないとか、非常に苦労しているとか、文章全体の話をするといずれも暗いと思っています。冒頭に委員長が話したように、喜びや楽しみを感じるような条例にしたいというような話もあり、どちらかというと、ニーズや要望を叶えるとか夢とか、そんなものをみんなで達成しましょうというようなイメージの方がいいかと。これだと今が非常に暗いような感じを受けるので、どちらかと言えば、次に進むような言葉があった方が、何となく明るくて未来に希望が持てそうな気がしました。どこまでと言うことはないですけども、課題解決という言葉が何回か出てきますし、そういう意味で柔らかくしてくれたら嬉しく思います。

(委員長)

確かにこのまちづくり条例を作っていくということの中には、やはり根っこのところに地域で抱えている課題をみんなで解決しましょうということがあるので、どうしてもこうなるかと。そこのところをもう少し工夫しましょうというご指摘だと思います。それは私もそうだと思います。

いろいろなご意見をいただきましたので、今後の検討の際に活用させていただくようにしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(3) その他 (情報交換等)

(委員長)

それでは最後のところになりますけれども、その他の情報交換ということでございます。本日のこの内容に関わらず、各委員の皆さんとの間でも結構でございますので、何か全体を通してのご意見ですとか、あるいは情報提供などがございましたらお出しいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

希望ですが、事業計画を見ながら、この地域デザイン推進室だけが一生懸命ではなくて、庁内全体の横のネットワークを作るということも入れてほしいということを常に意識しながら、他の方との連携でそこにこの条例を理解してくれるところが増えてくるのではないかと思いますので、啓発推進の意味においても、なるべくいろいろな課と横の連携をとっていただきたいと思います。

(事務局)

この会とは別に、条例の庁内検討会も開催しておりますので、その中でも情報を共有していますし、個別に福祉部署のiプラザにある関係課ともデザイン推進室と一緒に情報共有を図りながら、先方の業務整理をしていかななくてはならないと考えています。

(委員)

情報提供ですが、NPO法人いきいき・いわたとまちづくりネットワークと老人会が共同して、不登校やひきこもりを減らすための予防講座を毎年開催していきまして、今年も8月21日に、にこっつで開催します。7月15日号の広報いわたに案内が出ますが、どうぞご覧ください。

(委員長)

他にございますでしょうか。それでは本日の議事は以上となり、今日もたくさんのご意見が出てまいりましたので、それは事務局で整理いただきまして、今後の議論の中に反映させていただきたいと思っております。

それでは以上で私の任を解かせていただきます。会の運営にご協力いただきましてありがとうございました。それでは事務局にお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

4 閉会

(事務局)

限られた時間の中、ご検討いただきましてありがとうございます。次回の検討委員会ですが、話の中でもありましたように計画上は年度末となっておりますが、川北先生の講演会や里山くらしLABOの講演会を聞く中で、皆さんとも会場で顔を合わせることもかと思っておりますので、ご意見を聞きながら、次回の日程を決めさせていただきたく、その点だけご承知おきください。これからの取組みについても皆さんには逐一通知等させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは以上で第4回（仮称）磐田市協働のまちづくり基本条例策定検討委員会を閉会いたします。本日はありがとうございました。